

ビルメンにも知ってほしい!



入浴施設の衛生管理のために ～NPO浴衛協の活動～

入浴施設の利用者をレジオネラ症などの健康被害から守るために、啓蒙活動を行っているのが特定非営利活動法人・入浴施設衛生管理推進協議会(NPO浴衛協)だ。レジオネラ対策を中心に、衛生管理に関する講習会や、資格制度の運営などを行っている。その活動について、中島有二会長に取材した。

入浴施設の衛生管理方法を啓蒙

特定非営利活動法人・入浴施設衛生管理推進協議会(NPO浴衛協)は、入浴施設の正しい衛生管理方法の普及啓蒙活動を行う組織である。主に入浴施設の運営管理者に向けて、レジオネラ属菌に代表される細菌感染の知識や情報を提供し、入浴施設の衛生保全に役立ててもらい、利用者の安全を守ることを目的としている。

レジオネラ属菌による感染症であるレジオネラ症については、1999年に感染症法で患者の全数報告が義務づけられた。すると、2000年以降は山形、静岡、茨城、宮崎、鹿児島などの入浴施設で発生した集団感染事例が相次いで報告されるようになった。

これに危機感を抱いた入浴施設関連の薬剤や設備メーカー関係者が、2001年にレジオネラ対策の研究会を立ち上げ、翌2002年11月22日には東京都知事の認証を受けてNPO法人化、本格的に活動を始めた。現在、東京本部のほか、北海道、東北、中部、九州に全5

か所の支部がある。

講習会、資格認定など幅広く活動

浴衛協は次のような事業を行っている。

①入浴施設の衛生管理技術の講習会・研修会を開催する啓蒙事業

入浴施設の衛生問題に対する理解を広げるため、入浴施設のスタッフ、設備事業者、メンテナンス業者、保健所などの行政関係者などを主な対象とした講習会や研修会を開催している。

2003年からは「レジオネラ対策シンポジウム」も開催しており、啓蒙事業の両輪となっている。

②入浴施設衛生管理者の育成・認定事業

入浴施設の衛生管理に関する基本知識や、レジオネラ汚染を解決する具体的な手法を1日で体系的に学ぶことができる「入浴施設衛生管理従事士養成講座」を都道府県ごとに定期開催している。

講座は、各都道府県のレジオネラ関連条例に準じて作成した浴衛協独自のテキストを使用して行われ、受講者には浴衛協が発行する



入浴施設衛生管理士の認定証。「かんなの湯」(p.12参照)の林支配人も資格を取得している

講座修了証が交付される。

さらに、希望者を対象に当日行われる認定試験の合格者は「入浴施設衛生管理士」として認定され、3年間有効の資格認定証が付与される。認定者のうち、2013年3月現在340人が、全国各地の入浴施設で衛生管理のリーダーとして活躍している。

③入浴施設の衛生管理に関する情報提供

ウェブサイトを通じた、入浴施設の衛生管理に関するさまざまな情報の発信や、北京・重慶・貴陽・廈門・広州・台北の海外支部を通じた海外交流にも力を入れている。

そのほか、「ATP分科会」によるATP(アデノシン三リン酸)

入浴施設衛生管理士養成講座の内容

1. 入浴施設の法規

入浴施設のレジオネラ症に関する法律、水質基準、レジオネラ対策の進め方とポイント、など

2. 入浴施設の微生物学

レジオネラ感染症、レジオネラ属菌の検査法と判定、など

3. 入浴施設の設備

入浴施設の設備機器、循環濾過装置の種類、入浴設備の改善と管理、など

4. 入浴施設の消毒

塩素消毒の理論と実際、塩素濃度の管理、塩素系薬剤以外の消毒法、など

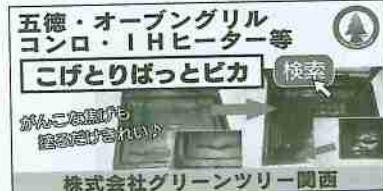
5. 入浴施設の洗浄

洗浄の基本知識、配管洗浄の方法と実際、浴場の定期清掃と洗浄剤、など

6. 温泉学

温泉の物性と成分による分類、塩素系殺菌剤の利用が適さない泉質、など

【記事中広告】



拭き取り検査を活用した入浴施設の科学的な管理方法の研究や、有償による入浴施設の総合的な診断と、レジオネラ属菌の防除対策に関するアドバイスや業務支援なども行っている。

衛生管理士の知識はビルメンにも必要

スーパー銭湯、温泉、銭湯からスポーツクラブ内のジャグジーまで、今やさまざまな入浴施設があり、利用する機会も増えている。

一方、入浴施設の利用者がレジオネラ感染症にかかる事故は毎年発生しており、一時休業や閉鎖に追い込まれる施設がなくならないのも事実である。

その要因として考えられるのが、施設の衛生管理の問題だ。本来であれば、レジオネラ症に関連する法律や感染症の知識を持ちあわせたうえで管理するべきだが、実際にはオーナーや施設側にも、清掃を請け負う業者側にも、残念ながらその意識は希薄だという。

浴衛協では、こうした現状を解

消すべく「入浴施設衛生管理士」の育成に力を注いでいる。養成講座では、法令、微生物学、施設構造、消毒、洗浄などの知識を学ぶことができ、入浴施設における衛生管理に役立てられる。こうした知識はビルメン企業が入浴施設を受注して清掃する場合にも、できれば学んでおいてほしいと会長の中島有二さんは語る。

現在、現場に携わる340人の認定者に占めるビルメンテナンス企業関係者の割合は、1割程度にとどまっている。

最新検査法による汚染度“見える化”的試み

また、現時点では入浴施設衛生管理士に必要な知識ではないが、浴衛協ではATP拭き取り検査を活用して、浴槽や水栓金具などの入浴設備の汚染度を数値で“見える化”する客観的な評価の基準づくりに取り組んでいる。同様の研究は東京都多摩保健所などでも行われ発表されている。

ATP拭き取り検査で得られる

数値は、汚染場所の特定や清掃効果（品質）を判定する指標にもなりうる。たとえば、ある入浴施設の浴槽の壁面で行ったテストでは、清掃前は67037 RULあったATP値が、ブラシ清掃と高濃度塩素消毒で清掃した後に173まで低下した。こうした科学的な手法は、将来的に清掃業務にも生かされることになりそうだ。

* * *

入浴施設における感染症対策は始まって間もないため、試行錯誤が続いている。

入浴施設衛生管理士の資格は民間のもので、取得によってすぐに業務の受注に有利となるものではない。しかし、一部の施設では、この資格を取得していることが業務の受託に有利になった例も出てきている。

ビルメン会社としては、今のうちに衛生管理の知識や意識などプロとしてのスキルを身に付けておくことも、他社との差別化を図るひとつの方法かもしれない。

取材協力

特定非営利活動法人
入浴施設衛生管理推進協議会

設立：2002年11月

会長：中島有二

本部：東京都渋谷区笹塚1-54-7

TEL：03-3375-4126

HP：<http://www.npo-spa.jp/>

● ATP拭き取り検査(ATP測定法)とは？

すべての生物の細胞内に存在するATP(アデノシン三リン酸)を測定する方法で、食品業界や医療業界で衛生管理に用いられている。微生物のみを同定することはできないが、検査箇所の“汚れ具合”を数値で知ることができる。専用器具はキッコーマンバイオケミファ株の「ルミテスター」など。